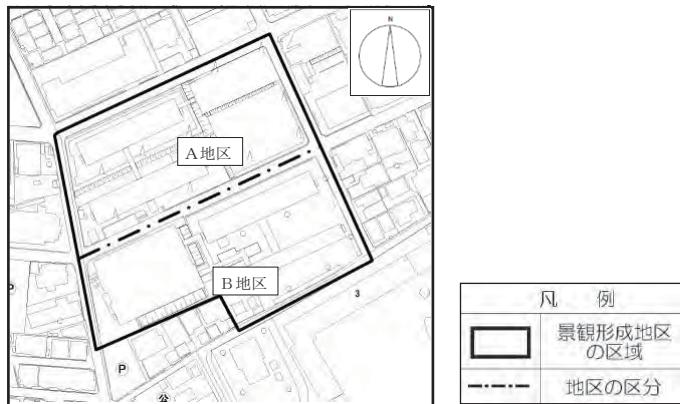


## (22)長野東地区(2)

ア.位 置・・・吹田市長野東地内  
イ.区 域・・・下図のとおり



- ウ.面 積・・・約 1.2ha  
 ニ.経 過・・・1.令和元年12月10日指定、告示し、同日施行  
       2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。  
 オ.基本目標・・・1.丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。  
 ニ.基本方針・・・1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成  
       2.ならかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。  
       3.地域住民の景観に対する意識の向上  
       4.「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」を活用し、緑をまもり、つくり、そだてるとともに、ならかな丘陵の景観をまもり、つくり、そだてる。  
 キ.基 準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

### (ア)A地区

#### a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (3) 交流の図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設ける。 (5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 匀配屋根とする場合、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のないものを使用する。

3.外壁の形態 意匠及び素材	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげ、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="528 415 1338 669"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>明 度</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>—</td></tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>4.0 以下</td></tr> <tr> <td>R(赤)</td><td>5.0 以上 8.5 以下</td><td>2.0 以下</td></tr> <tr> <td>その他の色相</td><td>5.0 以上 7.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 質感、素材感のある素材とする。</p> <p>(4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	R(赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—														
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下														
R(赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下														
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下														
4.敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与える植栽配置に努める。</p> <p>(2) アプローチが交流の空間にもなるように、歩道と連続性や一体感ある仕上げにし、休憩施設を設けるなどの工夫をする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</p>															
6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備	<p>(1) 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。</p> <p>(2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</p>															

#### b. 工作物

1.広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
-----------	-----------------------------

#### c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は壁面広告物（懸垂広告を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(2) 壁面広告物は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。</p> <p>(3) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。</p>
--

(イ)B地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 良好的な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</li> <li>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</li> <li>(3) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</li> <li>(4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</li> <li>(5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</li> <li>(6) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</li> <li>(7) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</li> </ul>															
2.屋根の形態 意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</li> <li>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</li> <li>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</li> </ul>															
3.形態意匠及び 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</li> <li>(2) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</li> <li>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)</td> <td>5.0 以上 8.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 質感、素材感のある素材とする。</li> <li>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</li> </ul>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.0 以下	—	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.0 以下	4.0 以下	R(赤)	5.0 以上 8.0 以下	2.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0 以上 8.0 以下	—														
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0 以上 8.0 以下	4.0 以下														
R(赤)	5.0 以上 8.0 以下	2.0 以下														
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下														
4.敷際	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</li> <li>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色を黒又は茶系を基本とし緑を活かす</li> <li>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊にするものとする。</li> <li>(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</li> </ul>															
5.駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</li> <li>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</li> </ul>															

6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備	(1) 建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくいよう生垣を配置するなどの配慮を行う。 (2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。
-------------------------	--

b. 工作物

1.広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
-----------	-----------------------------

c. 屋外広告物

- (1) 広告物は自家用のみとする。
- (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、廣告旗等の掲出は行わない。
- (3) 表示面積の合計は 30 m<sup>2</sup>以下とする。
- (4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。
- (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。